

送配電系統情報公表基準

2025年4月

九州電力送配電株式会社

この基準は、電気事業法第28条の40第3号及び第28条の45の規定に基づき電力広域的運営推進機関が策定した「送配電等業務指針」を踏まえて策定したものである。

送 配 電 系 統 情 報 公 表 基 準

制 定	2005年 4月 1日	電本則第5号～1
改 正	2025年 4月 30日	系系則第1号～21
主 管	系統技術本部 運用計画グループ 設備計画グループ 配電本部 配電戦略企画グループ 電力契約本部 ネットワークサービスセンター 系統アクセスグループ 託送企画グループ	

目 次

	頁
1 総則	1
1. 1 目的	
1. 2 適用範囲	
1. 3 基本方針	
1. 4 用語の定義	
2 情報の公表及び保護	2
2. 1 公表する情報	
2. 2 保護すべき情報	
2. 3 情報の公表窓口、公表の手段、対象者、公表時期	
別紙1－1 送配電部門が公開・開示する情報項目とその公表窓口、公表の手段、対象者、公表時期	4
別紙1－2 送配電部門が提示する情報項目とその公表窓口、公表の手段、対象者、公表時期	10
別紙2 保護すべき情報	11
別紙3 電源情報を開示する場合の標準的な業務フロー	12
別紙4－1 系統アクセス情報（特別高圧）を提示する場合の標準的な業務フロー1	13
（ネットワークサービスセンターが情報提示要請を受付ける場合）	
別紙4－2 系統アクセス情報（特別高圧）を提示する場合の標準的な業務フロー2	14
（本店／支社の系統計画関係グループが情報提示要請を受付ける場合）	
別紙4－3 系統連系希望者へ系統アクセス情報（高圧）を提示する場合の標準的な業務フロー	15
別紙4－4 配電事業を営もうとする者へ系統アクセス情報（高圧）を提示する場合の標準的な業務フロー	16
参考 情報提示要請書 兼 秘密保持誓約書〔雛形〕	17

1 総則

1. 1 目的

この基準は、当社の送配電部門が電力系統の利用に供する情報を公表する際の基本事項を定めることにより、送配電部門による情報公表の適正化を図るとともに、当社管轄制御エリアの電力系統を利用する全ての発電者および需要者に対して、公平性および透明性を確保することを目的とする。

1. 2 適用範囲

この基準は、当社管轄制御エリアの電力系統の利用に供する情報のうち、送配電部門が管理する情報に適用する。

1. 3 基本方針

送配電部門は、公平性および透明性の確保の観点から、正確な情報の公表を行うことを原則とする。また、電力系統を利用する全ての発電者および需要者の個々の情報の保護および重要施設への供給系統・供給設備に関する情報の保護に留意のうえ、求められる情報の公表に誠実に対応する。

1. 4 用語の定義

【情報公表の区分】

- 1 「公開」とは、一般に公開されているホームページ（ウェブサイト）や配布物等により、広く一般に情報を提供することをいう。
- 2 「開示」とは、あらかじめ対象者を限定して情報を提供することをいう。
- 3 「提示」とは、情報公表を求める個々の要請に応じて、身元確認等により情報セキュリティを確保のうえ、個々に示し説明することをいう。
- 4 「公表」とは、公開、開示、提示の総称をいう。

【機関・事業者】

- 5 「電力広域的運営推進機関」とは、電気事業法第 28 条の 4 に基づき、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的として設立された認可法人をいう。
- 6 「発電者」とは、小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業又は自己等への電気の供給[※]の用に供する電気を発電する者をいう。なお、電力系統に電気を流入する自家用発電設備設置者等を含む。
- 7 「需要者」とは、小売電気事業又は自己等への電気の供給[※]として電気を供給する相手方となる者をいう。なお、電力系統に電気を流入しない自家用発電設備設置者等を含む。
※ 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに基づき行われる需要に対する電気供給
- 8 「配電事業を営もうとする者」とは、電気事業法第 27 条の 12 の 2 に基づき、自らが維持・運用する配電用の電気工作物により、その供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業の許可を受けようとする者をいう。

【系統】

- 9 「当社管轄制御エリア」とは、電気事業法に基づき当社が送配電事業の許可を得ているエリアをいう。
- 10 「地内系統」とは、当社管轄制御エリアにおいて、開門連系線を除く電力系統をいう

2 情報の公表及び保護

2. 1 公表する情報

- (1) 送配電部門は、「1.3 基本方針」の趣旨を考慮し、別紙1－1、別紙1－2に示す情報を含め、送配電部門の公平性・透明性を確保するための情報については原則公表する。
- (2) 送配電部門は、情報の公表を求める個々の要請について、公表できない場合、その理由を説明する。

2. 2 保護すべき情報

- (1) 送配電部門は、別紙2に示す「保護すべき情報」については原則公表しない。
- (2) 送配電部門は、別紙2の第1項に示す第三者情報について原則公表しないが、社会的要請などに基づく公表については、当該第三者の許諾が得られればこの限りではない。

2. 3 情報の公表窓口、公表の手段、対象者、公表時期

- (1) 情報項目の例、情報の公表窓口、公表の手段、対象者、公表時期を別紙1－1、別紙1－2に示す。
- (2) 送配電部門は、別紙1－1に示す電源情報について開示請求があった場合、以下の手続きに基づき、情報を開示する。(標準フローを別紙3に示す)
 - a 開示請求者の身元および情報の使用目的を確認する。
 - b 開示請求者が、接続検討申込みを行っている事業者であり出力制御シミュレーションの目的で開示請求していること、学術・公益的な目的のために開示請求していること、または海洋再生可能エネルギー発電設備の整理に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）（以下、再エネ海域利用法とする）第13条第1項に基づく公募への参加予定者であることが確認できた場合、以下の手続き後、保有している電源情報を当該開示請求者に開示する。
 - (a) 開示請求者との間で「秘密保持契約書」を締結する。
 - (b) 開示請求者に開示手数料11,000円（税込）を請求する。
 - (c) 開示手数料が入金されたことを確認のうえ、電源情報を開示する。
- (3) 送配電部門は、別紙1－2に示す系統アクセス情報について情報公表の要請があった場合、以下の手続きに基づき、情報を提示する。(標準フローを別紙4に示す)
 - a 要請者の身元および情報の使用目的を確認する。
 - b 情報公表の要請者が以下に該当することが確認できた場合、保有している情報を当該要請者に提示する。
 - (a) 系統接続を検討している事業者で系統利用検討のために情報公表を要請している場合
 - (b) 配電事業を営もうとする者で事業計画の検討や参入判断のための事業性評価を行うために情報公表を要請している場合

- c 別紙 1-2 に示す系統アクセス情報のうち「特に重要な情報」を提示する場合、以下の手続きを事前に行う。
- (a) 要請者に当該情報が「特に重要な情報」である旨を説明し、「情報提示要請書 兼 秘密保持誓約書」の提出を求める。
 - (b) 上記(a)に基づいて提出された書類について、要請者の身元、情報の使用目的および誓約内容を確認する。
- d 前項 c における「特に重要な情報」とは以下の考え方に準ずる情報をいう。
- ・個々の発電所の運転状況・発電状況を予測できる情報
 - ・目的外の使用で、安定的な電力系統の形成を著しく阻害する懸念がある情報
 - ・目的外の使用で、系統保安の確保を著しく阻害する懸念がある情報

送配電部門が公開・開示する情報項目とその公表窓口、公表の手段、対象者、公表時期

公表 区分	情報項目	公表窓口	公表の手段	公表の対象者	公表時期 (更新時期)
公開	①電力系統利用ルール (a) 設備形成ルール ・ 系統計画策定基準 ・ 配電設備計画基準 (b) 系統アクセスルール ・ 系統アクセス基準 ・ 配電系統連系基準 (c) 系統運用ルール ・ 給電運用基準 ・ 配電系統運用基準 (d) 情報公表ルール ・ 送配電系統情報公表基準	<u>系統技術本部</u> <u>設備計画グループ</u> <u>中央給電指令所</u> または <u>配電本部</u> <u>配電設備建設グループ</u> <u>配電系統高度化グループ</u> <u>配電管理グループ</u> または <u>ネットワークサービスセンター</u>	当社のホームページ (ウェブサイト) および ネットワークサービスセンター/ 配電事業所窓口にて 公開	すべて	決定、変更の都度 すみやかに (予想潮流については最低月 1 回)
	②系統の予想潮流等に関する情報 ・ 系統の予想潮流に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図 (基幹系統及びローカル系統) ・ 流通設備計画	<u>系統技術本部</u> <u>設備計画グループ</u>			
	③需要及び送配電に関する情報 (※1) ・ 地点別需要・系統潮流実績 ・ 系統構成・予想潮流 ・ 送電線・変圧器の投資・廃止計画 ・ 送電線・変圧器の作業停止計画 ・ 送電線設備のインピーダンス (ループ系統のみ。)	<u>系統技術本部</u> <u>設備計画グループ</u> <u>運用計画グループ</u>			1 年ごと
	④電源の開示に係る情報提供の対応状況に関する情報 (基幹系統※2 又はローカル系統※3) ・ 発電等設備ごとに情報提供の対応状況を明示した送電系統図 (発電等設備の名称は除く。)	<u>ネットワークサービスセンター</u>	当社のホームページ (ウェブサイト)	同 上	同 上

公表 区分	情報項目	公表窓口	公表の手段	公表の対象者	公表時期 (更新時期)
公開	⑤需給関連情報 (供給区域の需給予想) ・翌日の需給予想 ・当日の需給予想 ・広域ブロック使用率	<u>系統技術本部</u> <u>運用計画グループ</u>	当社のホームページ (ウェブサイト)	同 上	翌日:前日 18 時頃 当日:当日 9 時頃
	⑥需給関連情報 (供給区域の電力使用状況) ・需要電力の現在値 ・当日及び前日の需要実績カーブ ・当日の最大電力実績と発生時刻 ・広域ブロック使用率	同 上	同 上	同 上	都 度
	⑦需給関連情報 (需給実績) ・供給区域の需要実績 (30 分値) ・供給区域の供給実績 (電源種別 (火力に関しては燃料種別)、30 分値)	同 上	同 上	同 上	実需給後 1 時間程度以内
	⑨再生可能エネルギー^(※5) の出力制御 (需給バランスの制約) の実施状況に関する情報 ・出力制御が行われた日、時間帯 ・その時間帯ごとの給電指令が行われた出力の合計 ・出力制御の理由	<u>系統技術本部</u> <u>運用計画グループ</u>	同 上	同 上	出力制御が行われた日の属する月の翌月

公表 区分	情報項目	公表窓口	公表の手段	公表の対象者	公表時期 (更新時期)
公開	⑩再生可能エネルギー^(※5)の出力制御（送電容量の制約）の実施状況に関する情報（前日見通し） ・混雑処理を行う見通しの系統 ・出力制御の見通し（再生可能エネルギーの出力制御期間、再生可能エネルギーの最大出力制御量発生時刻、再生可能エネルギーの概算出力制御量、再生可能エネルギーの概算最大出力制御量） ・予想混雑状況（運用容量、再生可能エネルギーによる混雑処理前の予想潮流）	<u>系統技術本部</u> <u>運用計画グループ</u>	同上	同上	再生可能エネルギーの出力制御予定日の前日夕方までに公開
	⑪再生可能エネルギー^(※5)の出力制御（送電容量の制約）の実施状況に関する情報（実績（速報）） ・混雑処理を行った系統 ・出力制御内容（再生可能エネルギーの出力制御期間、再生可能エネルギーの最大出力制御量発生時刻、再生可能エネルギーの概算出力制御量、再生可能エネルギーの概算最大出力制御量） ・混雑状況（運用容量、再生可能エネルギーによる混雑処理前の潮流）	<u>系統技術本部</u> <u>運用計画グループ</u>	同上	同上	再生可能エネルギーの出力制御を行った日の翌営業日までに公開

公表 区分	情報項目	公表窓口	公表の手段	公表の対象者	公表時期 (更新時期)
公 開	⑫発電等設備の受付状況に関する情報 ^(※6) ・エリアの電源種毎の受付状況 ○太陽光発電 ○風力（陸上）発電 ○風力（洋上）発電 ○バイオマス発電 ○水力発電（揚水発電を除く。） ○地熱発電 ○火力発電 ○系統用蓄電池^(※7) ○その他 ・太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、水力発電（揚水発電を除く。）、地熱発電の接続済の量のうち FIT 特例③ ^(※8) の設備量割合	<u>電力契約本部</u> <u>再エネグループ</u>	同 上	同 上	1 か月ごと
	⑬混雑系統に関する情報 （速報） ・混雑処理を行った系統 ・混雑処理を行った日時 ・概算出力制御量 （確報） ^(※9) ・混雑処理を行った系統 ・混雑処理を行った日時 ・出力制御量 ・混雑処理費用（混雑処理に用いた電源の値差×出力制御量） （年度報） ^(※9) ・出力制御回数 ・出力制御量 ・混雑処理費用（混雑処理に用いた電源の値差×出力制御量）	<u>系統技術本部</u> <u>運用計画グループ</u>	同 上	同 上	（速報） 混雑処理が発生した日の翌営業日までに （確報） 混雑処理が発生した日が属する月の翌々月の末日までに （年度報） 混雑処理が発生した日が属する年度の翌年度の5月末までに

公表 区分	情報項目	公表窓口	公表の手段	公表の対象者	公表時期 (更新時期)
開 示	⑭系統事故状況 (※10) [設備名 (回線名等)、発生時刻、停電地域 (影響範囲)、原因、復旧状況]	「給電運用申合せ書」等にて 定める窓口	電話等	停電等事故の直接的な 影響が予想される需要 者、発電者	事故発生後 すみやかに (※11)
	⑮電源情報 (※12) (a) 基幹系統又はローカル系統に接続する電源の 発電等出力に関する情報 ・発電出力及び放電出力の実績 (※13) ・発電所名及び蓄電所名 ・系統構成 ・電源種 ・発電等設備単位の設備容量・LFC 幅・最低出 力・変化速度 ・発電所又は蓄電所単位の運用制約 (燃料消費制 約、地熱の蒸気井の減衰等による制約、海水温 制約、取水量制約、大気温度制約) (b) 基幹系統又はローカル系統に接続する電源の 新設・停止・廃止計画 (c) 配電用変電所以下に接続する電源の電源種別 ごと (太陽光発電、風力発電、その他電源等) の容量の合計値	ネットワークサービスセンター	開示請求者と 秘密保持契約を 締結のうえ開示	開示請求者 (※14)	都度 (※15)

(※1) 基幹系統及びローカル系統について公開する。ローカル系統における同内容の情報のうち計測対応をしていない箇所については、予想潮流が運用容量を超過した時点で、追加で当該設備の計測対応等をした上で地点別需要・系統潮流実績を公開する。

地点別需要・系統潮流実績：変電所単位かつ1時間単位の実績を公開。変圧器の地点別需要・系統潮流実績については、変圧器の2次側母線単位で集約する。
 系統構成・予想潮流：基幹系統及びローカル系統については、「電源接続や設備形成の検討における前提条件 (送配電等業務指針第62条) としての想定潮流の合理化の考え方について」に基づく算定方法での断面。

送電線・変圧器の投資・廃止計画：基幹系統については、10年間。ローカル系統については、レベニューキャップの事業計画 (工事着工済み等)。

送電線・変圧器の作業停止計画：基幹系統については、2年分の年間計画と、1年以上の過去計画。ローカル系統については、1年分の年間計画と、1年以上の過去計画。

(※2) 220kV以上の送変電設備 (変圧器については、一次電圧により判断)。

(※3) 基幹系統及び配電用変圧器以下等の配電系統として扱う設備を除く送変電設備。

(※4) 接続検討受付量、接続契約受付及び連系承諾済の合計量、接続済の量、接続済の量のうちFIT特例③の設備量割合。

(※5) 本項目での「再生可能エネルギー」は、再生可能エネルギーのうち、太陽光発電・風力発電のことを指す。

(※6) 接続検討受付の件数・容量、接続契約申込受付の件数・容量、接続済の件数・容量の合計量を公開する。なお、過去情報についても継続して公開する。

(※7) 系統に単独で直接接続する蓄電システム。

(※8) 送配電買取によるFITインバランス特例制度。

(※9) ローカル系統については、混雑処理費用を除く情報項目を公開。

(※10) 系統事故状況については、社会的影響の大きな事故等が発生した場合、上表によらず当社広報部門を通じて公開する場合がある。

- (※11) 応急処置が必要な場合は、応急処置後すみやかに開示する。
- (※12) ローカル系統及び配電用変電所以下における開示内容については、開示準備が整い次第、開示する。
- (※13) 開示対象期間は、情報更新日（当初運用開始日）から起算した3か月前～14か月前の1年間、単位は発電等設備ごとに1時間単位とする。
- (※14) 開示請求は、接続検討申込みを行っており出力制御シミュレーションの目的であること、学術・公益的目的であること、または再エネ海域利用法第13条第1項に基づく公募への参加者であることを条件とする。なお、低圧（10キロワット以上）の系統連系希望者は事業の蓋然性が高まったと判断できる資料（電力広域的運営推進機関が定める「接続検討申込書（高圧）」の様式3～様式5の8）の提出を条件とする。
- (※15) 出力制御のシミュレーション等の目的での開示請求は、運転開始前（接続検討申込済）：1回、運転開始前（契約申込後）：毎年度1回、運転開始後：毎年度1回までとする。
学術・公益的な目的での開示請求は、開示請求者において検証等が必要となった都度：1回とする。
再エネ海域利用法第13条第1項に基づく公募への参加予定者の開示請求は、公募への参加時：1回とする。

送配電部門が提示する情報項目とその公表窓口、公表の手段、対象者、公表時期

公表 区分	情報項目	公表窓口	公表の手段	公表の対象者	公表時期 (更新時期)
提示	①系統事故状況 ^(※1) 〔 設備名（回線名等）、発生時刻、 停電地域（影響範囲）、原因、 復旧状況 〕	・「給電運用申合せ書」等を締結している事業者の場合： ⇒「給電運用申合せ書」等にて定める窓口 ^(※2) ・その他の要請者の場合： ⇒ネットワークサービスセンターまたは配電事業所 ^(※2)	電話等	要請者	要請の都度
	②系統アクセス情報（特別高圧 ^(※3) ） ・地内系統の送電系統図 （送電容量、バンク容量） ・地内系統の予想・実績潮流図 ・地内系統の作業停止計画・作業実績 ・地内系統の系統技術に関する諸デー タ・設備定数（送電線・変圧器の電圧 やインピーダンス）、短絡容量、系統 保護装置の設置状況 ・地内系統の送変電設備計画 ・地内系統の停電実績 等	ネットワークサービスセンター または 本店／支社の系統計画関係グループ	公表窓口での 閲覧 ^(※4) 、または 問合せに応じ、個々 に示して説明	同 上	同 上
	③系統アクセス情報（高圧 ^(※5) ） ・連系する配電線の配電系統図 （回線容量、バンク容量） ・連系する配電線の予想・実績潮流 ・連系する配電線の系統技術に関する 諸データ・設備定数（配電線・変圧器 の電圧やインピーダンス）、短絡容量、 系統保護装置の設置状況 ・連系する配電線の配電設備計画 ・連系する配電線の停電実績 等	（系統連系希望者） ネットワークサービスセンター または 配電事業所 （配電事業を営もうとする者） ネットワークサービスセンター	公表窓口での 閲覧 ^(※6) 、または 問合せに応じ、個々 に示して説明	同 上	同 上

(※1) 系統事故状況については、社会的影響の大きな事故等が発生した場合、上表によらず当社広報部門を通じて公開する場合がある。

(※2) 既系統接続特高の需要者の問い合わせについては、必要に応じて電力技術サービスグループが対応する。

(※3) 22kV 配電系統を除く。

(※4) 系統連系希望者の希望連系点付近の送電系統図を提示する。

(※5) 22kV 配電系統を含む。

(※6) 系統連系希望者の希望連系点付近、もしくは配電事業を営もうとする者が希望する供給区域付近の配電線系統図を提示する。

保護すべき情報

1 第三者情報

(1) 第三者情報（当社の送配電部門以外の法人、その他の団体および事業を営む個人に関する情報）

- a 公表することにより、第三者の競争上の地位、その他正当な利益を害する懸念がある情報

○個々の事業者の事業状況

- ・ 電源の開発（卸調達）状況、性能、作業条件、運転コスト、運転計画・実績
- ・ 燃料調達・消費状況
- ・ 需要動向（分布）、需要実績
- ・ 売上情報 等競争に影響を与える情報 等

○個々の事業者の設備情報

- ・ 受電設備、負荷設備、送配電設備に関する情報

- b 私契約の内容や顧客情報など守秘が必要と考えられる情報

- ・ 契約者名、契約者の所在地、契約期間、契約電力、契約金額、契約条件、第三者の経営状況 等

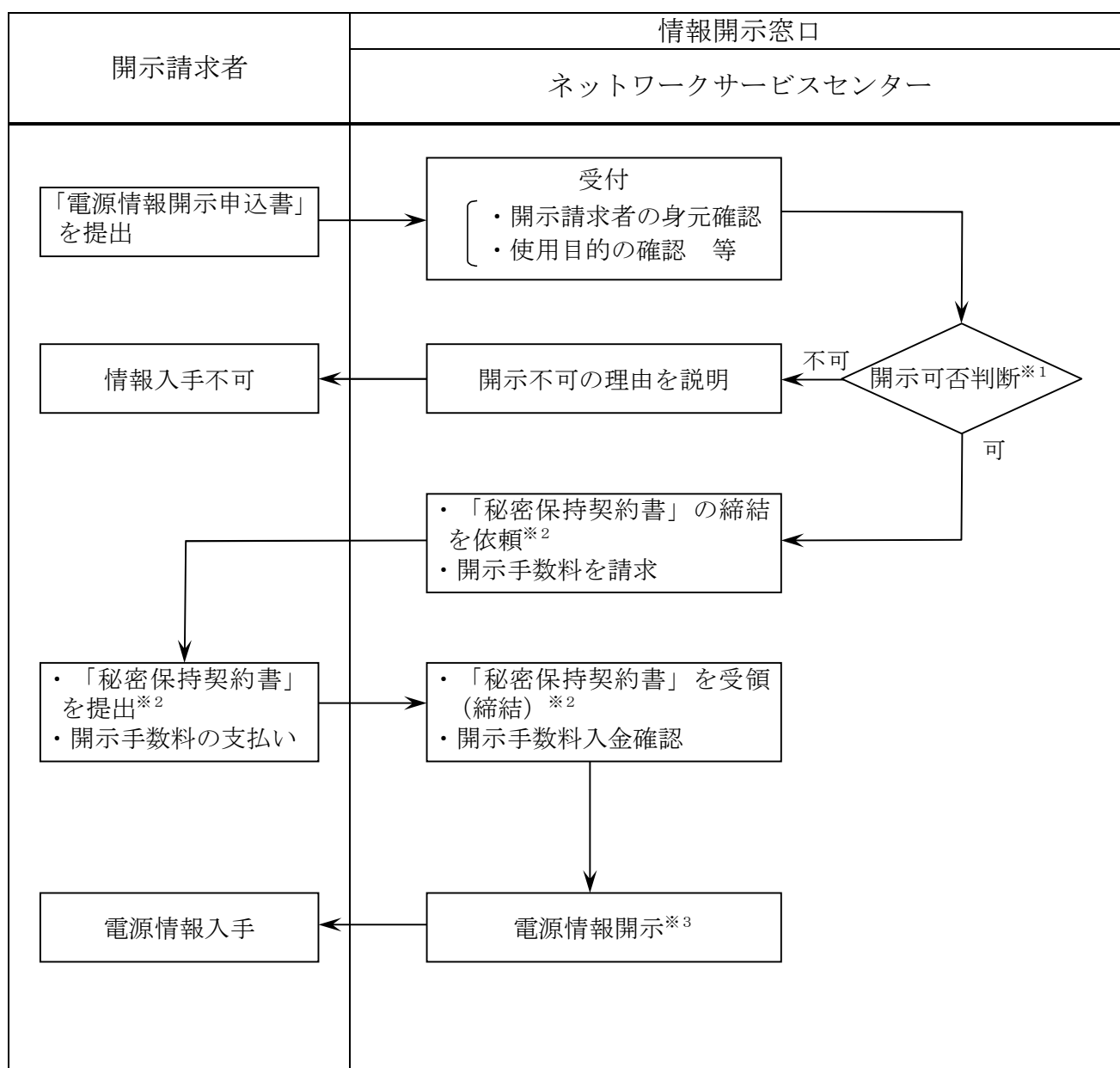
2 重要施設への供給系統・供給設備に関する情報

国や地方公共団体の重要な機能を担う施設、機能喪失により広く社会的に影響を与え得ることが懸念される重要施設への供給系統・供給設備に関する情報

○重要施設の例

- ・ 重要官公庁：裁判所、外国公館、官公庁舎、刑務所、
地方自治体会議施設、警察署、消防署
- ・ 上下水道：浄水場、給水場、下水処理場、排水場
- ・ ガス供給：製造所、供給所、貯蔵所、整圧所
- ・ 病院等：国公立病院、大学付属病院、総合病院、救急指定病院
- ・ 交通施設：高速道路、空港、航空標識、灯台、長大トンネル、
鉄道運行用発電電所
- ・ 原子力関連施設の所内電源供給地点
- ・ 情報通信：主要な電気通信事業者施設
- ・ 金融機関：主要な金融機関、金融商品取引所
- ・ その他社会的影響が懸念される施設：電気事業者の給電所・制御所、報道機関、
高層ビル、地下街、自衛隊施設、米軍施設

電源情報を開示する場合の標準的な業務フロー

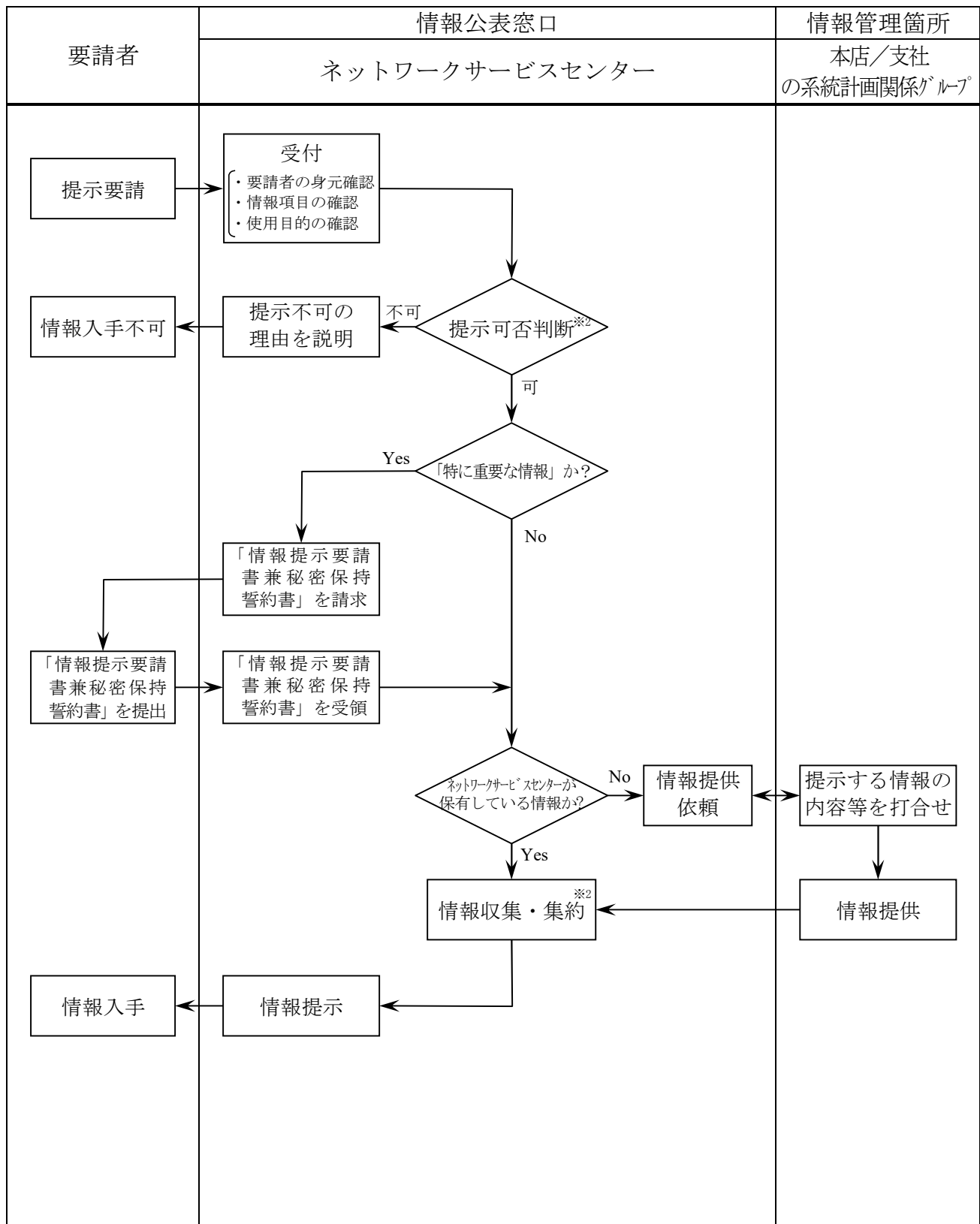


※1 接続検討申込みを行っており出力制御シミュレーションの目的の開示であるか、学術・公益的目的の開示であるか、または再エネ海域利用法第13条第1項に基づく公募への参加予定者であるかを確認する。

※2 既に秘密保持契約書を締結している場合は省略する。

※3 情報開示までに時間を要すると判断した場合、開示請求者にその理由と開示時期の見込みを説明する。

系統アクセス情報（特別高圧※¹）を提示する場合の標準的な業務フロー 1
（ネットワークサービスセンターが情報提示要請を受付ける場合）

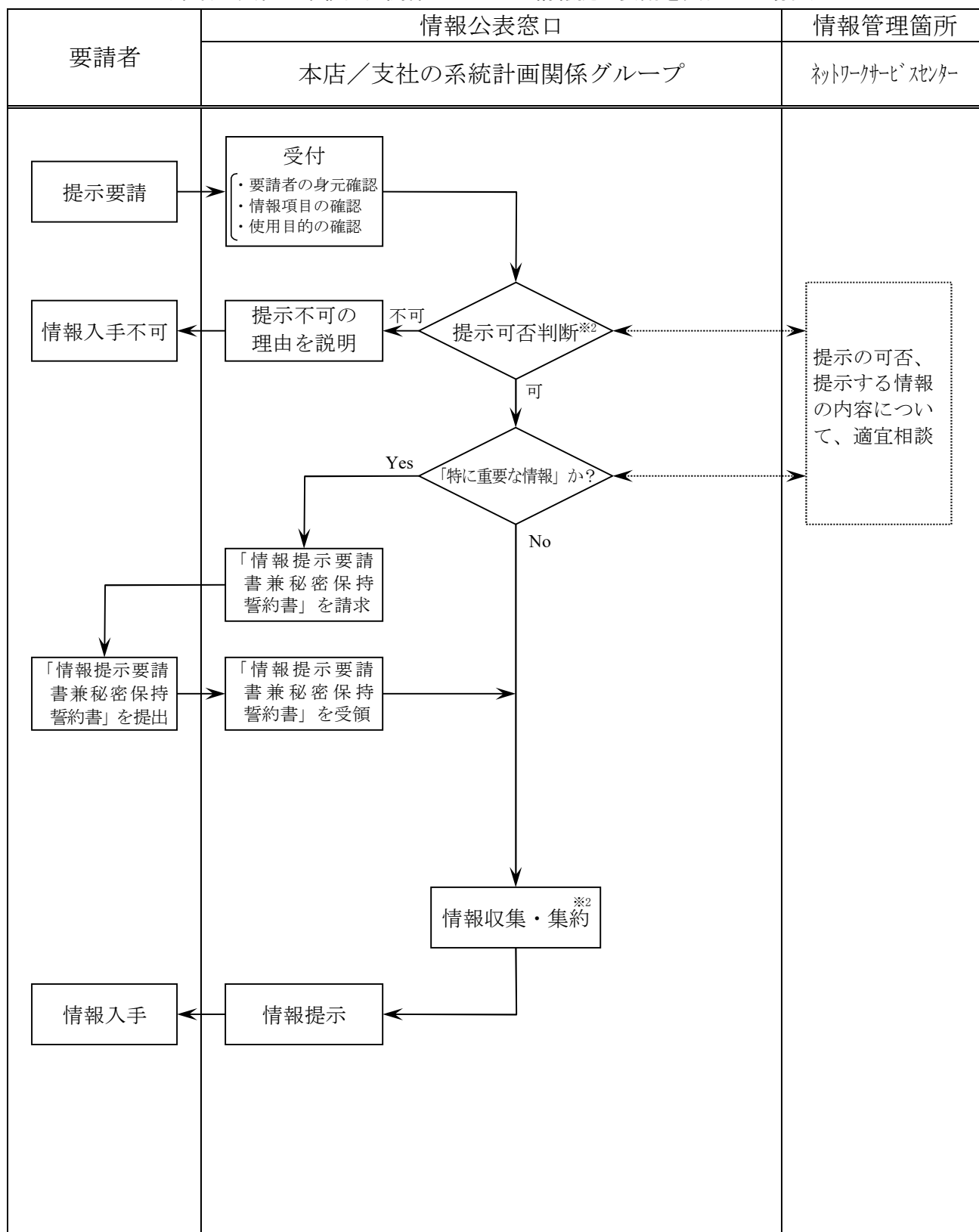


※1 22kV 配電系統を除く。

※2 提示可否判断および情報の収集・集約に時間を要すると判断した場合、要請者にその理由と提示時期の見込みを説明する。

系統アクセス情報（特別高圧^{※1}）を提示する場合の標準的な業務フロー 2

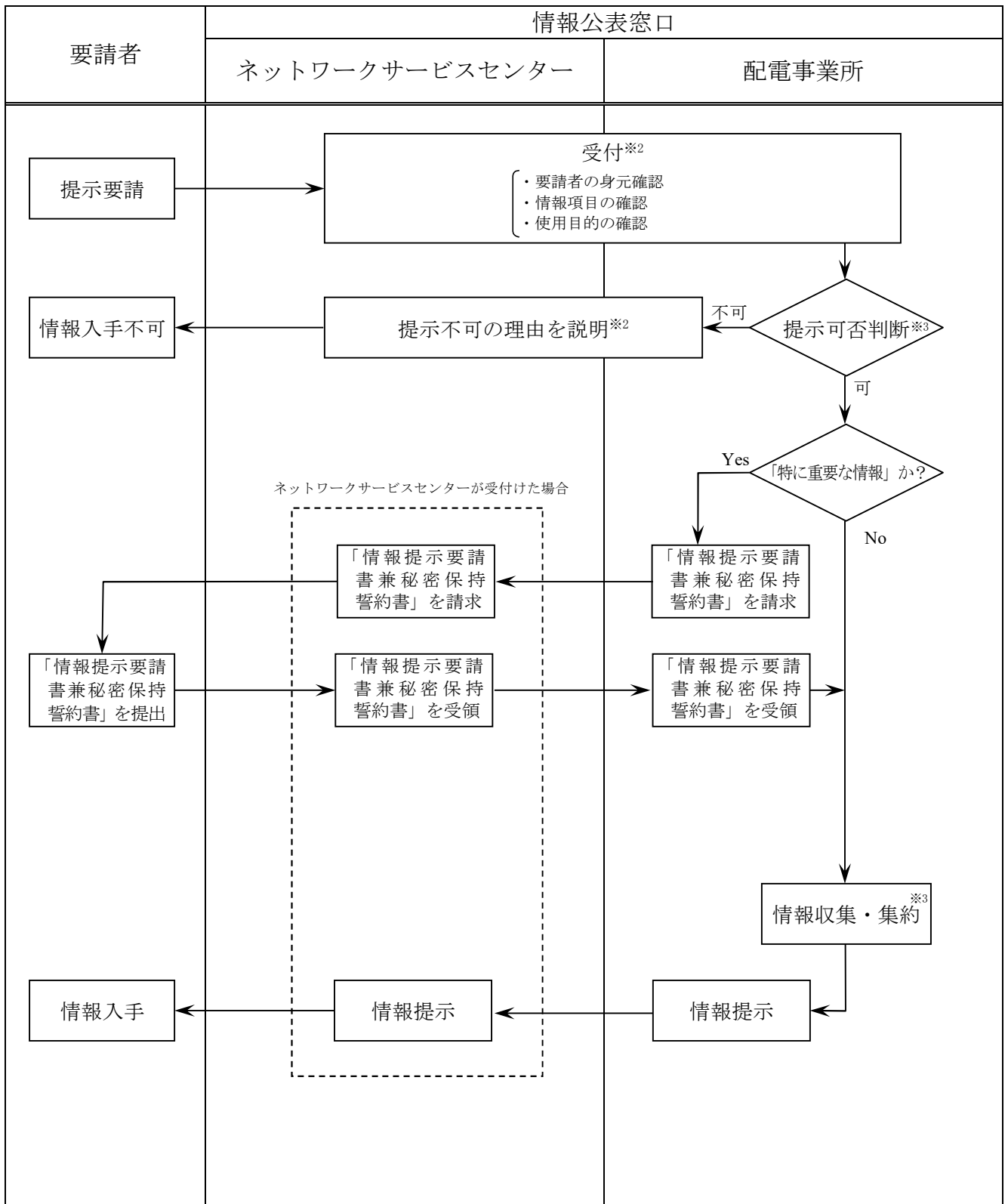
（本店／支社の系統計画関係グループが情報提示要請を受付ける場合）



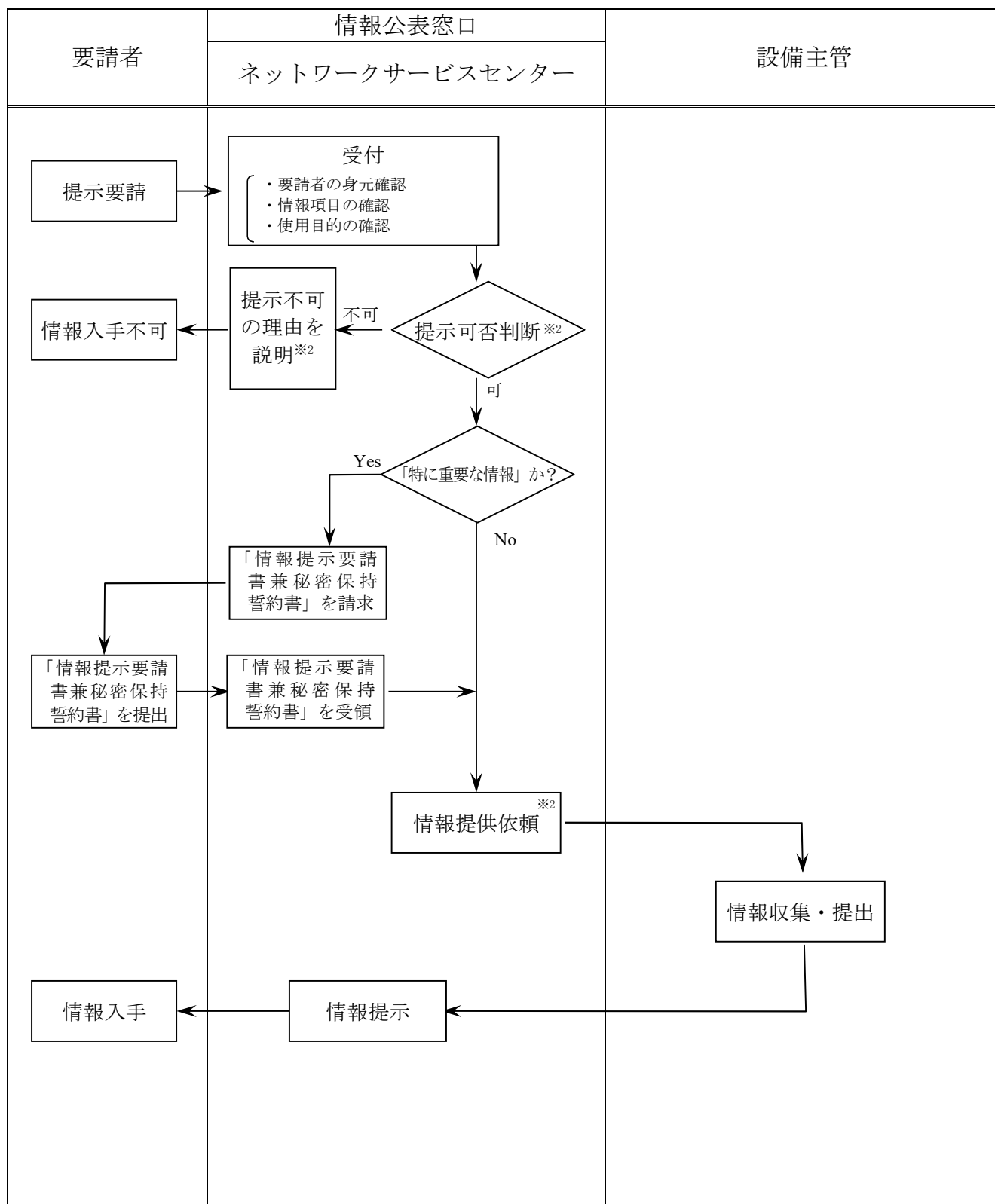
※1 22kV 配電系統を除く。

※2 提示可否判断および情報の収集・集約に時間を要すると判断した場合、要請者にその理由と提示時期の見込みを説明する。

系統連系希望者へ
系統アクセス情報（高圧^{※1}）を提示する場合の標準的な業務フロー



配電事業を営もうとする者へ
系統アクセス情報（高圧※¹）を提示する場合の標準的な業務フロー



※1 22kV 配電系統を含む。

※2 提示可否判断および情報の収集・集約に時間を要すると判断した場合、要請者にその理由と提示時期の見込みを説明する。

年 月 日

九州電力送配電株式会社〇〇 御中 (公表窓口名を記載)

情報提示要請書 兼 秘密保持誓約書

1 情報提示の要請

(1) 情報提示要請内容

公表窓口で「特に重要な情報」と説明を受けた情報の内容を記載してください

(2) 情報の使用目的

(1) の情報の使用目的を記載してください

2 秘密保持の誓約

当社は、上記に基づき情報提示を受ける「特に重要な情報」(以下、「秘密情報」という)については、厳重に管理するものとし、以下の通り秘密を保持することといたします。

当社は、秘密情報を上記1(2)の使用目的以外には使用しないこととし、また、秘密情報を第三者に公表・漏洩いたしません。違反した場合には、次の各号に該当する場合を除き、発生した一切の損害を賠償する責任を負います。

- ① 貴社より事前に文書で承諾を得ている場合
- ② 情報が公知である場合又は当社の責めによらずに公知となった場合
- ③ 管轄を有する公的機関若しくは裁判所、または適用法令により開示が求められた場合

当社は、貴社が書面、磁気機器若しくはその他有形の形式または電子メールで当社に提示した秘密情報について、貴社から請求があり次第速やかに、かかる書面等を貴社に対してその全の写しとともに、貴社の指示に従い、返還または廃棄いたします。

本書面は日本法に準拠し解釈されます。

また、本書面に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することといたします。

(要請者の所在地) 〇〇市××〇丁目・・

(会社名)

(代表者氏名) △ △ △ △ 印

(要請者の連絡先) 部 署 名 :

氏 名 :

電話番号 :